

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 30 年度 第 2 回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成 30 年 9 月 14 日 (金) 午後 6 時から 午後 6 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：忽那 裕樹 委員、高見 彰 委員
欠 席 者	松永 敬子 委員
案 件 名	報告 (1) 募集要項及び基本仕様書について (修正内容の報告等) 案件 (1) 応募団体に対するプレゼンテーションの実施について (2) プレゼンテーションの実施方法について (3) その他
提出された資料等の 名 称	資料 4 確定 枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項 資料 4-2 枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項修正内容一覧表 資料 5 確定 枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書 資料 5-2 枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書修正内容一覧表 資料 13 枚方市都市公園有料施設の質疑回答表 資料 14 枚方市都市公園有料施設 申請団体一覧表 資料 15 第 3 回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会プレゼンテーションについて
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項及び基本仕様書の修正内容等を報告と確認 ・ 質疑回答表について報告と確認 ・ 申請団体一覧表について報告と確認 ・ 申請団体 (3 団体) に対して第 3 回の選定委員会でプレゼンテーションを実施することを決定と実施方法の説明
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	土木部みち・みどり室 (公園整備担当)

審 議 内 容

(開会 午後6時)

(会長) ただいまから、第2回 枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会を開会します。まず、事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について、説明をお願いします。

(事務局) 本日、ご出席の委員は4名であり、「枚方市附属機関条例」の第5条第2項にある委員の1/2以上の出席があり、会議が成立していることを報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の委員会の次第、会議資料としまして、

資料4 確定 の「募集要項」、その修正事項の資料4-2 「募集要項の修正内容一覧表」

資料5 確定 の「基本仕様書」、その修正事項の資料5-2 「基本仕様書の修正内容一覧表」、

資料13 の事業者からの質問と本市の回答を記載した「質疑回答表」、

資料14 の「申請団体一覧表」、

資料15 「第3回選定委員会プレゼンテーションについて」でございます。

また、次回のプレゼンテーションにおいて活用していただく補足資料として、

参考資料1 として、選定基準と申請団体の事業計画書の内容の概略を記した採点メモ、

参考資料2 として、前回の委員会で説明しました、「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料です。ご確認をお願いいたします。

また、A4判ファイルに綴じた申請団体の提出書類一式の写しが、3冊ございます。

それから、前回、第1回選定委員会の議事録(案)につきましては、現在調製中でございます。作成でき次第、会議終了後に各委員あてにメール送付いたしますので、お手数でございますが、ご発言の箇所を確認されて、修正等があれば、ご指示いただきたいと思います。

以上、配布資料の過不足等はございませんでしょうか。

報告(1) 募集要項及び基本仕様書について(修正内容の報告等)

(会長) 報告(1)の募集要項及び基本仕様書について、前回の委員会後に行った修正内容の報告等をお願いします。

(事務局) 募集要項の修正内容について、説明いたします。

募集要項及び基本仕様書につきましては、会長との文言の調整・ご確認を経て、本市で決定し、公募を行ったものです。本日、資料4 確定、資料5 確定として、お配りしています。なお、修正箇所については、網掛けで表示しております。

募集要項の修正内容について、ご説明します。

資料4-2 修正内容一覧表をごらんください。

A4横長の資料で、新旧対照表となっており、表の右欄が修正前の内容で、左欄が修正後の内容でございます。主な修正箇所は、4箇所です。

募集要項の5ページの「3.(2)供用日及び供用時間」では、中の池公園運動広場の無料開放日のことを追記しました。

募集要項10ページの「12.経理に関する事項」では、臨時駐車場の利用料金について明確にわかるように、変更しております。

募集要項13ページの「15.提出書類」では、本市が求める人員体制を満たしていることがわかるような人員配置表とローテーション表の添付を求めています。

募集要項22ページの「別表3の管理運営状況一覧表」では、配置者の名称、施設使用時間の早朝、夕方に対応するための「管理員」の配置について、変更いたしました。

他に、必要な語句の修正・追記等を行っております。

次に、基本仕様書の修正内容について、ご説明します。

資料5-2 基本仕様書修正内容一覧表をごらんください。A4横長の新旧対照表となっております。

ます。募集要項と同様に、資料の左側、修正後の内容のところをご説明いたします。主な修正箇所は、3箇所です。

基本仕様書3ページでは、中の池公園運動広場の無料開放日などを追記しました。

仕様書12ページの中の池公園運動広場の管理業務の管理員の配置について変更しております。

同じく仕様書12ページですが、臨時駐車場の利用料金について明確にわかるように、変更しております。

基本仕様書の各種業務仕様書について、主に2箇所の修正をしております。

仕様書の2ページでは、プールの出改札業務における自動券売機の復旧につきまして、指定管理者の報告により市が対処する仕様に変更しています。

17ページでは、王仁公園、中の池公園及び香里ヶ丘中央公園のスポーツ施設の業務委託の内容について、必要な訂正を行いました。

他に、必要な語句の修正・追記等を行っております。

資料の修正内容の報告は、以上です。

(会長) ただいま、事務局から説明のあった内容について、委員の皆さんからご意見等はありませんか。

(意見等なし)

(会長) それでは、報告(1)の募集要項及び基本仕様書の修正内容の報告等については、ただいまのとおりとします。

案件(1) 応募団体に対するプレゼンテーションの実施について

(会長) 案件(1) 応募団体に対するプレゼンテーションの実施について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 現地説明会の開催状況及び質疑回答の内容について、ご報告いたします。

7月31日に午前・午後の2回に分けて現地説明会を開催しましたところ、11団体19名の参加がございました。

次に、質疑回答の内容について、資料13「都市公園有料施設の質疑回答表」をごらんください。8月1日から8月8日までの質疑期間に提出された質疑91件への回答を取りまとめた資料です。

募集要項に関して31件、基本仕様書に関して16件、各種業務仕様書に関して34件、その他の案件で10件の質疑回答をしております。

質疑回答も多く、内容も多岐にわたりますので、主な質疑回答についてご説明いたしますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

募集要項について説明します。

NO.3「駐車場管理運営業務について、王仁公園及び中の池公園については有料化するという認識ですが、機器設置による管理を検討する場合は、設置面積に対して枚方市に使用料をお支払いするようなことはございませんか。」との質問があり、これに対して、「本市へ使用料を払う必要はありません。ただし、王仁公園プールの供用期間に限り、芝生広場等については公園占用許可を受けた上で臨時駐車場として下さい。また公園に隣接する王仁公園小グラウンドは行政財産目的外使用許可を受けた上で臨時駐車場として下さい。その際、臨時駐車場の占用に係る使用料を本市へお支払い下さい。」と回答しています。

NO.10「利用料金の減免とありますが、駐車料金も減免対象になるという解釈でよろしいですか。また減免処理する時間帯は施設の営業時間に合わせるのか、24時間対応となるのかご教示ください。」との質問があり、これに対して、「各種業務仕様書P42に記載のとおり、減免対象者に対して減免とします。減免処理する時間帯は24時間対応となります。」と回答しています。

NO.16「臨時駐車場の利用料金は常設駐車場の利用料金と同額となっておりますが、短時間利用の場合も駐車時間に応じた料金徴収が必要なのではないでしょうか。」との質問があり、これに対して、「枚

方市都市公園条例に定める利用料金の上限額の設定範囲内において、市長の承認を得た料金の設定が必要です。募集要項を訂正し、市ホームページに再掲します。」と回答しています。

NO. 22 「王仁公園のプール以外の窓口受付業務の9:00~17:30は3名常駐体制ですか。内訳は①総括責任者（不在時は副総括）、②従業員1、③従業員2でよいですか。」との質問があり、これに対して、「窓口受付業務を含めた有料施設管理業務は総括責任者、副総括責任者、従業員の3名が常駐して行ってください。募集要項を訂正し、市ホームページに再掲します。」と回答しています。

次に、基本仕様書について説明します。

NO. 37 「施設を使った自主事業について、回数の制限等がありますか。」との質問があり、これに対して、「回数に制限はありませんが、施設利用者の利用に支障のない範囲で市の許可を得て実施してください。」と回答しています。

NO. 38 「指定管理者の権限の範囲内の有料イベントとはどのようなものですか。また、範囲外とはどのようなイベントですか。」との質問があり、これに対して、「有料イベントは、スポーツ教室やテニス大会等を想定しています。有料イベントの開催については、市が事前協議を受け、許可の可否を判断します。」と回答しています。

NO. 40 「施設利用の調整会議に参加可能な関係団体及び調整する大会等の詳細を教えてください。」との質問があり、これに対して、「市が主催及び共催する大会・教室等の関係団体は、調整会議に参加可能とします。」と回答しています。

NO. 66 「プール供用期間中の芝生広場の占用使用料、小グラウンドの目的外使用料を市に納付するとあります。2ヶ月間申請した場合、どれぐらいの使用料になりますか。また、人件費その他経費を引いた収入で積算していただけるのでしょうか。」との質問があり、これに対して、「プール供用期間中は実績に応じて、芝生広場は43日、小グラウンドは22日の駐車場運営を想定しているため、使用料は10万円程度になりますが、収益の総額に5/100を乗じて得た額を下回らない範囲において納付していただきます。」と回答しています。

次に、募集要項、基本仕様書以外のその他について説明します。

「王仁公園プールの施設の老朽化により補修等が必要な箇所について、来年4月までに修繕及び改修をしていただけますか。また、その他の箇所も含め改修等がされない場合、事後対応（補償等）は枚方市で行ってもらえますか。」との質問があり、これに対して、「募集要項P10、(6)のとおり、修繕費については年間300万円見込んでいます。修繕等に関わる経費、また事故対応（補償等）については、募集要項P21、別表2リスク分担表のとおりです。」と回答しています。

「今年度中止になった小学生水泳大会は来年度実施されるのでしょうか。また、実施された場合、利用料金は減免になると思われませんが、収入補償はされますか」との質問があり、これに対して、「小学生水泳大会の実施については未定です。実施される場合は、利用料金を減免し、収入補償はいたしません」と回答しています。

「地震等の災害及び施設・設備等の故障により施設が使用できなくなった場合及び枚方市の指示によって休場した場合、収入補償がありますか」との質問があり、これに対して、「募集要項P21、別表2リスク分担表のとおりです。収入補償については施設休場の事由により、指定管理者と協議して判断します。」と回答しています。

以上、主な質疑回答に関してのご報告といたします。

次に、申請団体及び基礎審査の状況につきまして、資料14をごらんください。

8月13日から9月7日までの受付期間に申請があった団体は、申請順に「枚方体育協会・木幸SP 共同事業体」、「ひらかたスポーツ公園活性化グループ」、「株式会社明治スポーツプラザ」の3団体でございます。

いずれの団体につきましても、基礎審査を行ったところ、本市が求めた必要書類は全て提出されており、必要事項が記載されているか等の点検を行い、不備がないことを確認し、申請書一式を受理いたしました。

現地説明会、質疑回答、申請団体及び基礎審査の状況に係るご説明につきましては、以上でございます。

(会長) ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見はございませんか。
(意見等なし)

(会長) それでは、申請のありました3団体について、次回の委員会でプレゼンテーションを行っていただくこととしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なし)

(会長) 異議なしと認めます。

案件(2) プレゼンテーションの実施方法について

(会長) 案件(2) プレゼンテーションの実施方法について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料15 「第3回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会プレゼンテーションについて」をごらんください。

第3回の選定委員会は、10月9日火曜日の午後6時から、枚方市役所別館4階の第3委員会室で開催いたします。

当日のプレゼンテーションのスケジュールについては、最初に、採点方法について事務局から説明後に、委員の皆様を確認事項に関する評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについて協議していただいたのち、申請団体のプレゼンテーションを実施いたします。

プレゼンテーションの時間は、1団体につき、発表に10分、各委員からの質疑に15分程度を予定しています。申請団体の退室後に、事務局への質疑等が必要であれば、10分程度で行いたいと考えております。

申請団体は3団体ですので、発表者の入替え時間も含めて、スケジュールにありますように、18時10分から19時55分までプレゼンテーションを実施し、プレゼン終了後に、委員の皆様へ採点について確認等の審議をしていただき、20時5分には終了したいと考えております。

なお、プレゼンテーションの順番は資料14の申請団体一覧表の順とさせていただきます。説明は以上です。

(会長) ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。
(異議なし)

(会長) それでは、ご異議もないようですので、次回、第3回の委員会で、事務局から説明のあったとおりプレゼンテーションを行うこととします。

案件(3) その他

(会長) 案件(3)「その他」について、事務局から何かありますか。

(事務局) お配りしております参考資料について、ご説明いたします。

参考資料1の採点メモについてご説明します。

A3判の資料ですが、選定基準にある確認事項等と各申請団体から提出された「事業計画の確認事項一覧」の内容を記載し、その横に、採点メモの欄を付けています。

この資料もご活用いただきながら、申請資料をチェックして、事業計画書の内容確認や、書面上の事前採点、疑問点等をメモ書きするなど、次回のプレゼンテーションに備えていただければと思います。

なお、第1回の委員会でご了解いただいたとおり、本委員会の審議内容につきまして、委員会からの答申後に公表することとなっております。ご留意ください。

次に、参考資料2の資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料は、採点の方法や考え方について具体的に示したものですが、前回の委員会でご確認いただいておりますので、次回の委員会

までにご一読いただければと存じます。

説明は以上です。

(会長) ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(意見等なし)

(会長) 事務局から、その他にありますか。

(事務局) 本日の配布資料をもとに事前に申請内容をご確認いただくこととなりますが、これらの配布資料につきましては、9月18日火曜日に事務局からご指定の宛て先に郵送いたします。お荷物になりますが、本日、お持ち帰りいただいても結構です。

また、次回の委員会の際には本日の資料が必要となります。お手数ですが、次回委員会の前日には事務局に届きますよう、返送いただければと思います。

以上でございます。

(会長) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

第2回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後6時30分)